

日出町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

日出町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法（通称：改正給特法）」第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適性管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質に高め、こどもたちの学びをより充実させることを目的とし、日出町教育振興計画に掲げた目標を達成するための取組の一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、こどもたちのための教育の質をさらに高めていく。

(2) 対象

本計画は、日出町教育員会が服務監督を行う学校の職員のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものである。

(3) 本町の現状

本町では、令和2年に「町立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を定め、時間外在校等時間の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

これまでの取組として、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図った他、業務の適正化について様々な取組を実施した。こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 25.5時間	15.3%	1.1%
中学校	月 35.1時間	27.9%	0.9%

教育職員の在校等時間の平均は、小学校で月25.5時間、中学校で月35.1時間となっている。時間外勤務が月45時間を超える職員の割合は小学校で15.3%、中学校で27.9%、月80時間を超える職員は1%程度存在しており、依然として長時間勤務の傾向が見られる。

特に、中学校は月45時間を超える職員の割合が高く、生徒指導や部活動、進路相談などの業務の負担感が大きくなっており、専門職の増員（スクールカウンセラー（SC）やスクールソ

ーシャルワーカー（SSW））や部活動の地域展開、校務 DX の推進等を図ることによって、教育職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

令和6年度ストレスチェック受検者は100%であり、ストレスチェックにおける健康リスクの値は小学校75（前年度71）、中学校 65（前年度67）であった。また、健康診断の結果、所見ありと判定された職員は全体の24.1%にのぼり、前年度と比較しても健康課題を抱える職員の割合が増加傾向にある。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

（1）時間外在校等時間に関する目標

ア 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

イ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間 360 時間程度にする。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の取得日数を7日以上取得する。

イ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 65 以下とする。（全国平均 100）

【R7:5/1～8/31 結果・・・小73、中60】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

（「3分類」②関係）

・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

◆学校徴収金の徴収・管理（「3 分類」③関係）

・令和3年度より学校給食費については公会計化を実施しているが、それ以外の学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3 分類」④関係）

・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となっていくものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となっていく。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）

・保護者に対して、相談窓口の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3 分類」⑥関係）

・校務支援システムの機能等を活用することによって、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3 分類」⑦関係）

・当該業務を学校において行う場合は、必要に応じて ICT 支援員を活用する。

◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3 分類」⑧関係）

・教育委員会と連携を図りながら、ICT 支援員が中心となっていくつつ、学校の実情に応じ、民間事業者への委託を検討する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3 分類」⑨関係）

・学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、民間事業者等への委託を検討する。

◆校舎の開錠・施錠（「3 分類」⑩関係）

・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3 分類」⑪関係）

・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特

定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

◆校内清掃（「3 分類」⑫関係）

・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化等による負担軽減を促進する。

◆部活動（「3 分類」⑬関係）

・原則、休日の全ての中学校部活動の地域展開を推進する。それまでの間の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆給食の時間における対応（「3 分類」⑭関係）

・給食時に行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

◆授業準備（「3 分類」⑮関係）

・授業準備や採点作業等を補助する学校サポーターを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

◆学習評価や成績処理（「3 分類」⑯関係）

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆学校行事の準備・運営（「3 分類」⑰関係）

・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及び学校サポーター等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3 分類」⑱関係）

・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、登校支援員等による効果的な支援を促進する。

（２）学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以

上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を 60%にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、保健管理医等による面接指導を行うなど必要な取組を行う。

イ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

ウ 心身の健康問題についての相談窓口を全職員に周知する。

エ 年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

オ 令和8年度中に、学校における定時退庁日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉校日を設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握する。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。